⑭　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事､若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⑮　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑯　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑰　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaharu Ikegami Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the common duct at International terminal Area, Tokyo International Airport

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　23 January 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　12 March 2014 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　12 March 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Katsumi Yamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 12 月 18 日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

鉄道建設本部　東京支社長　太野垣泰博

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　13

○東支公告第 57 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　相鉄・東急直通線、羽沢トンネル他（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県横浜市神奈川区羽沢南２丁目から港北区新横浜２丁目地内

⑷　工事内容　本工事は、相鉄・東急直通線０㎞524m65～４㎞039m50（延長3,514m85）間の開削工法及び密閉型シールド工法（場所打ち一次覆工コンクリート及びセグメントによる一次覆工）による鉄道トンネル新設工事である。

⑸　工期　56箇月

⑹　使用する主な資機材

セメント　約14,600ｔ

生コンクリート　約57,100㎥

鉄筋　約460ｔ

セグメント（コンクリート製）　約930m

セグメント（合成）　約150m

鋼材（土留・支保工）　約1,280ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合は、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

⑽　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては､「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(機構ＨＰ：http://www.jrtt.go.jp/03Tender-keiyakuKitei.html）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）とする。

2　競争参加資格　本工事の競争参加資格は、次に掲げる条件をすべて満たす者４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度の工事競争参加資格確認者」のうち､「鉄道建設本部東京支社管内（関東）土木」(以下「土木」という。)に係る競争参加資格の認定の受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部東京支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　構成員のうち代表者は､「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算出した点数（以下「客観点数」という。)が、1,400点以上の者であること。また､出資比率が第２位及び第３位の構成員は、客観点数が1,200点以上の者であることとし、出資比率が最下位の構成員は、客観点数が1,000点以上1,200点未満の者であること。

⑷　構成員のうち代表者は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次のア及びイの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。)を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次のウの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。

出資比率が第３位の構成員は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次のウ又はエの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は､工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。)は、平成10年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した次のオの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。